



4水大第240号

令和5年(2023年)1月5日

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 様

長野県環境部長

## 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)

日ごろから、本県の環境行政について、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、環境省水・大気環境局長から令和4年12月23日付け環水大土発第2212233号により通知がありましたので、御了知いただくとともに、貴会員への周知について御配意願います。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1 改正の概要

##### (1) 指定物質の追加について

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」(以下「指定物質」という。)に、以下の4物質が追加されました。

- ①アニリン
- ②ペルフルオロオクタン酸(以下「PFOA」という。)及びその塩
- ③ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(以下「PFOS」という。)及びその塩
- ④直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

##### (2) 事故時の措置について

法第14条の2第2項の規定により、指定物質を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設を設置する工場又は事業場の設置者については、事故が発生した場合の応急の措置や都道府県知事への届出が義務付けられます。

#### 2 留意事項

今回、指定物質として指定するもののうち、特にPFOA及びPFOS(以下「PFOS等」という。)については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出をできる限り抑える

とともに、県においてその排出の実態をできる限り把握し、必要に応じ適切なリスク管理を行っていくことが必要となります。

PFOS等は、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の第一種特定化学物質に指定されその製造及び輸入等が禁止されており、現在は主に過去に製造されたPFOS等を含む泡消火薬剤（以下「PFOS等含有消火剤」という。）の形で貯蔵施設等に残存している状況です。今後PFOS等が公共用水域等に排出される主な可能性としては、①PFOS等含有消火剤の貯蔵施設等の破損や移替え等の際の操作誤り等の事故に伴い流出する場合、②PFOS等含有消火剤の使用（消火活動）に伴って排出される場合の二つが想定され、前者は、法第14条の2第2項に定める事故時の措置の対象となります。一方、後者については水質汚濁防止法における事故の概念に馴染まないため、当該措置の対象外と考えられますが、県においてPFOS等の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、後者の場合にもPFOS等の流出の状況等の情報を地域振興局環境担当課に提供いただきますよう、御協力をお願いいたします。

環境部	水大気環境課	水質保全係
(課長)仙波	道則	(担当)飯島 庸平
防災無線	8-231-2756	
電話	026-235-7162(直通)	
ファクシミリ	026-235-7366	
電子メール	mizutaiki@pref.nagano.lg.jp	

環水大水発第 2212233 号  
令和 4 年 12 月 23 日

都道府県知事  
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長  
(公 印 省 略)

### 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、令和 5 年 2 月 1 日から施行されることとなった。今回の改正は、アニリン、ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA。以下「PFOA」という。）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン―スルホン酸）（別名 PFOS。以下「PFOS」という。）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としている。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、必要に応じて貴管内市町村にも周知方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

指定物質の指定については、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」（平成 23 年 2 月中央環境審議会）により、水環境において、人の健康の保護や生活環境の保全等の観点から環境基準等に設定された物質が指定対象とされた。

前回の指定物質の見直しから一定期間が経ち、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成 25

年3月にアニリンが、令和2年5月にPFOA及びPFOSがそれぞれ要監視項目に追加された。

これらの状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（令和4年9月15日）における審議の結果、アニリン等の4物質を指定物質として指定することが適当とされたことから、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

## 第2 改正の内容

### 1 指定物質関係

事故時の措置の対象となる指定物質として、アニリン、PFOA及びその塩、PFOS及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の4物質を令第3条の3に追加することとした。

### 2 事故時の措置

改正令において新たに指定物質に追加された物質は、他の指定物質と同様、法第14条の2の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されるので、その物質の製造等を行う特定事業場等に対し、この旨の周知徹底を図るとともに、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組むことが必要である。

## 第3 その他の留意事項

施行に当たっては、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年3月16日付け環水大大発第110316001号・環水大水発第110316002号環境省水・大気環境局長通知）を参照されたい。

また、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出を出来る限り抑えるとともに、関係地方公共団体においてその排出の実態を出来る限り把握し、必要に応じて適切なリスク管理を行っていくことが重要である。

このため、PFOS等を含有する泡消火剤（以下「PFOS等含有消火剤」という。）を保管している事業場に対して、今般の指定物質指定に伴う事故時の措置のみならず、消火活動等のためのPFOS等含有消火剤の使用に伴ってPFOS等が公共用水域等に流出した場合についても、PFOS等含有消火剤の流出状況等について関係地方公共団体に情報提供するよう、関係省庁及び関係業界団体に協力を依頼しているところである。貴職におかれては、その旨御承知おきいただくとともに、PFOS等含有消火剤を保管する貴管下の特定事業場等に対し、当該協力依頼の周知徹底をお願いする。

指定物質の追加に係る御意見への回答

環境省水環境課

番号	御意見の概要	回答
1	平成30年度から令和2年度まで連続で魚類へい死事故が起きているトルフェンピラドを指定物質に加えてもいいのか。	「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について(答申)」(平成23年2月中央環境審議会)において「事故事例(水質事故)が確認された物質」も指定物質の対象項目として示されています。事故事例(水質事故)が確認された物質の指定物質への追加については今後、検討予定です。
2	新たに追加する予定の指定物質を取り扱う業者(業界団体等)に対し、法に基づき事故時の措置を確実にを行うよう、国において十分な周知を行っていただきたい。	今回の指定物質の追加については、以下の関係省庁及び関連業界団体と連携を図りつつ周知しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防庁、国土交通省(空港)、防衛省(空港)</li> <li>・一般社団法人 日本経済団体連合会</li> <li>・一般社団法人 日本化学工業協会</li> <li>・一般社団法人 日本消火装置工業会</li> </ul>
3	事故時には迅速な対応が重要となるため、今回新たに指定物質に追加される見込みである物質に限らず、新規の指定物質については、事故時の対応方法・対応事例等に関して、参考となる資料等を提供いただきたい。	現在、水質事故時の対応及び未然防止に係る対応事例を収集しております。優良事例については、今後、共有いたします。
4	PFOS, PFOA等の有機フッ素化合物の追加をお願いします。 理由として、本県は現在、有機フッ素化合物による汚染が問題となっており、令和2年度に要監視項目となり、暫定指針値が設定されていますが、排水基準は定められていないことから、事業場等	PFOS等については、現時点では有害性についての知見が不十分なため、目標値や基準について、国際的にも様々な科学的な議論が行われております。一方、関係自治体や地元住民から、PFOS等に関する不安や、目標値や基準値の検討等の対策を求める声が上がっていると承知しております。こうした声を受けて、年明け以降に専門家会議

	<p>に対する指導の根拠となる排水に関する指標を設定していただきたいと思います。</p>	<p>を設置し、①PFOS 等における水環境の目標値等の検討、②PFOS 等対策の全体戦略の検討を進めていきます。</p>
5	<p>PFOS 及び PFOA については、化学的構造上、水質汚濁防止法第2条第2項の有害物質である「ふっ素及びその化合物」に該当すると考 えらるが、今般、指定物質への追加が検討されており、指定物質は同 条第4項で「有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公 共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環 境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの」 と定義されていることから、有害物質に該当しないと解して良い か。</p>	<p>「有害物質を含む水」は、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の 規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（告示）によって測定し、 検出されなければ、有害物質を含む水とは見なされません。その上 で、PFOS・PFOA については同検定方法で分析しても検出されない物 質であると考えることから、PFOS・PFOA は、「ふっ素及びその化合 物」に含まれていないと解することが適当と考えます。</p>
6	<p>・PFOS、PFOA については、不可欠用途以外での製造・使用が原則と して禁止されていることから、製造、使用している事業場は少ない と考えられる。事業場での利用実態を把握する必要があると考え る。 ・事業場で保管されている泡消火剤に PFOA が含有されているかを 調べることができる仕組みを作り、周知することが必要である。</p>	<p>PFOS 等については、主に泡消火剤に含まれる形で市中に残存し ており、環境省において令和2年度に実施した PFOS 含有泡消火薬 剤の在庫量調査の結果、その在庫量は 338.8 万 L でした。 特定の泡消火剤に PFOS 等が含有されているかについては、以下 のホームページで確認することができます。 （一社）日本消火装置工業会 HP <a href="http://www.shosoko.or.jp">http://www.shosoko.or.jp</a> また、環境省としては、上記2の回答に記載している関係省庁や業 界団体と連携して、PFOS 等含有泡消火剤を所有している事業者 に対し、PFOS 等が指定物質に指定される旨等を周知しています。</p>
7	<p>火災事故の際、PFOS、PFOA を含有する泡消火剤の意図的放流を、 水濁法 14 条の2の「事故時の措置の対象外とする」案について。 意図的に放流した際は、放流先河川等の所在地の環境担当部局への 報告はするべきだと考えます。 本市では数年前、火災の後に泡消火剤が流入したと考えられる河</p>	<p>PFOS 及び PFOA については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性 が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有す ることから、その環境中への排出を出来る限り抑えるとともに、関 係地方公共団体においてその排出の実態を出来る限り把握し、必要 に応じて適切なリスク管理を行っていくことが重要であると考え</p>

	<p>川にて魚の大量への死が発生し、警察が出動し、本市環境保全課にも警察から出動要請、現場での簡易分析の依頼がありました。魚への死は、目にした市民の不安が大きいため、環境部門がへの死の理由となりうる情報を早期に把握しておくことが必要であると考えます。</p>	<p>ます。そのため、消火活動等のための PFOS 等含有泡消火薬剤の使用に伴って PFOS 等が公共用水域等に流出した場合についても、PFOS 等含有泡消火薬剤の流出状況等について関係地方公共団体に情報提供するよう、上記 2 の回答に記載している関係省庁及び関係業界団体に協力を依頼しています。</p>
--	---	--

<その他> 副生第一種特定化学物質を含有する泡消火薬剤の取扱いについて  
 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）では、他の化学物質を製造する際に副生される第一種特定化学物質について、「利用可能な最良の技術（BAT：Best Available Technology/ Techniques）」の原則、すなわち第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考え方に立ち、副生される第一種特定化学物質による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。

このことを踏まえ、BAT 報告されている泡消火薬剤については水質汚濁防止法第 14 条の 2 に定める事故時の措置の対象外と考えます。  
 なお、特定の泡消火薬剤が BAT 報告されている製品かについては、以下のホームページで確認することができます。

(一社) 日本消火装置工業会 HP <http://www.shosoko.or.jp>





事務連絡  
令和4年12月23日

関係事業者 御中

環境省水・大気環境局水環境課  
環境省大臣官房環境保健部化学物質審査室

PFOS等含有消火剤の使用に伴うPFOS等排出時における関係地方公共団体への情報提供について（協力依頼）

平素より水環境の保全に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第396号。以下「改正令」という。）が本日公布され、令和5年2月1日から施行されることとなりました。今回の改正は、ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン-1,1,1-トリフルオロエチル）スルホン酸（別名PFOS）及びその塩、アニリン並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の4物質を水質汚濁防止法（昭和45年法律138号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としています。

改正令の施行に伴い、これらの指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設を有する指定事業場の設置者は、指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質が公共用水域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事等に届け出ることが求められます（法第14条の2第2項）。

今回、指定物質として指定するもののうち、特にPFOA及びPFOS（以下「PFOS等」という。）については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出をできる限り抑えるとともに、関係自治体等においてその排出の実態をできる限り把握し、必要に応じ適切なリスク管理を行っていくことが重要です。

PFOS等は、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の第一種特定化学物質に指定されその製造及び輸入等が禁止されており、現在は主に過去に製造されたPFOS等を含む泡消火薬剤（以下「PFOS等含有消火剤」という。）の形で貯蔵施設等に残存している状況です。今後PFOS等が公共用水域等に排出される主な可能性としては、①PFOS等含有消火剤の貯蔵施設等の破損や移替え等の際の操作誤り等の事故に伴い流出する場合、②PFOS等含有消火剤の使用（消火活動）に伴って排出される場合の二つが想定され、前者は、法第14条の2第2項に定める事故

時の措置の対象となります。一方、後者については水質汚濁防止法における事故の概念に馴染まないため、当該措置の対象外と考えられますが、関係する地方公共団体において PFOS 等の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、後者の場合にも PFOS 等の流出の状況等の情報を関係地方公共団体に共有いただくことが重要です。

つきましては、事故時のみならず、消火活動により PFOS 等含有消火剤の使用に伴って公共用水域等への泡消火薬剤の排出が確認される場合についても、関係地方公共団体に対し、下記の情報を提供いただきますよう、御協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 提供いただきたい情報

以下について、可能な範囲で情報提供をお願いいたします。情報提供の方法は、電話による通報の後に電子メール等で報告をお願いいたします。

- (1) PFOS 等含有消火剤が使用された日時
- (2) PFOS 等含有消火剤が使用された場所
- (3) 使用された PFOS 等含有消火剤の製品名及び PFOS 等のおよその含有率又は含有量(消火薬剤によっては PFOS 等の含有量が明らかでないものもあります)
- (4) PFOS 等含有消火剤のおよその使用量及び環境中への排出量
- (5) 排出先の河川等の周囲の状況(例：PFOS 等含有消火剤の拡散の状況、河川の水の色、生息する魚類の生死状況等)
- (6) 関係者連絡先

なお、上記の内容は、事業者による消火活動の内容を対象としています。公設消防等による消火活動の内容については、事業者からの情報提供は必要ありません。

### 2. 情報提供先

PFOS 等含有消火剤が使用された都道府県又は水質汚濁防止法政令市の担当宛て(連絡先は別紙参照)

### 3. 今後の予定

令和5年2月1日：改正令の施行

#### 【問合せ先】

環境省水・大気環境局水環境課

担当：寺内

電話：03-5521-8313 (内線 6629)

E-mail：mizu-kanri@env.go.jp

## 都道府県の担当部署一覧

別紙

自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
北海道	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 水環境係	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111 (24-271)	011-204-5193
青森県	環境生活部 環境保全課 水・大気環境 グループ	030-8570	青森市長島一丁目1-1	017-722-1111 (6468)	017-734-9242
岩手県	環境生活部 環境保全課	020-8570	盛岡市内丸10番1号	019-651-3111 (5359)	019-629-5359
宮城県	環境生活部 環境対策課	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2111	022-211-2666
秋田県	生活環境部 環境管理課	010-8570	秋田県秋田市山王4-1-1	018-860-1111	018-860-1603
山形県	環境エネルギー部 水大気環境課	990-8570	山形県山形市松波二丁目8-1	023-630-2211 (2338)	023-630-2338
福島県	生活環境部 水・大気環境課	960-8670	福島県福島市杉妻町2番16号		024-521-7258
茨城県	県民生活環境部 環境対策課	310-8555	茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-1111(2965)	029-301-2966
栃木県	環境森林部 環境保全課 水環境担当	320-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2323	028-623-3189
群馬県	環境森林部 環境保全課 水質保全係	371-8570	前橋市大手町一丁目1番1号	027-223-1111(2835)	027-897-2841
埼玉県	環境部 水環境課 水環境担当	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111 (3081)	048-830-3081
千葉県	環境生活部 水質保全課	260-8667	千葉県千葉市中央区市場町1-1		043-223-3871
東京都	環境局 自然環境部 水環境課 河川規 制担当	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111 (42-655)	03-5388-3494
神奈川県	環境農政局 環境部 大気水質課 水環境グループ	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-1111 (4126)	045-210-4123
新潟県	環境局 環境対策課	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-285-5511	025-280-5157
富山県	生活環境文化部 環境保全課	930-0005	富山県富山市新桜町5番3号	076-431-4111 (2715)	076-444-3146
石川県	生活環境部 環境政策課	920-8580	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1111	076-225-1491
福井県	安全環境部 環境政策課	910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号	0776-21-1111 (2445)	0776-20-0303
山梨県	環境・エネルギー部 大気水質保全課 大 気水質担当	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1508(6407)	055-223-1511
長野県	環境部 水大気環境課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111	026-235-7162
岐阜県	環境生活部 環境管理課	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111	058-272-8230
静岡県	くらし・環境部 環境局 生活環境課	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6		054-221-2253
愛知県	環境局環境政策部水大気環境課水・土壌 規制グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	052-961-2111 (3050)	052-954-6222
三重県	環境生活部 大気・水環境課	514-8570	三重県津市広明町13	059-224-2382	059-224-2382
滋賀県	琵琶湖環境部 環境政策課	520-8577	大津市京町四丁目1番1号	077-528-3357	077-528-3357
京都府	府民環境部 環境管理課 水質係	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ 内町	075-451-8111 (4713)	075-414-4713
大阪府	環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 水質指導グループ	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎21階	06-6941-0351(6716)	06-6210-9585
兵庫県	環境部 水大気課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711 (3390)	078-362-9094
奈良県	水循環・森林・景観環境部 水資源政策課 水環境係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-22-1101 (3397)	0742-27-8737
和歌山県	環境生活部 環境政策局 環境管理課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	073-432-4111 (2697)	073-441-2683

自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
鳥取県	生活環境部 暮らしの安心局 水環境保全課 水環境担当	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220	0857-26-7111	0857-26-7197
島根県	環境生活部 環境政策課 大気・水環境グループ	690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5111 (6444)	0852-22-6444
岡山県	環境文化部 環境管理課 水環境湖沼保全班	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-224-2111	086-226-7301
広島県	環境県民局 環境保全課 水環境グループ	730-8511	広島県広島市中区基町10-52	082-228-2111(2918)	082-513-2918
山口県	環境生活部 環境政策課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3038	083-933-3038
徳島県	危機管理環境部 環境管理課	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2500(2332)	088-621-2332
香川県	環境森林部 環境管理課 土壌・水環境グループ	760-8570	香川県高松市番町四丁目1番10号	087-831-1111 (2956)	087-832-3218
愛媛県	県民環境部 環境局 環境政策課	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2	089-941-2111 (3515)	089-912-2350
高知県	林業振興・環境部 環境対策課	780-8570	高知市丸ノ内1-7-52	088-823-1111 (4524)	088-821-4524
福岡県	環境部 環境保全課 水質係	812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111(3439)	092-643-3359
佐賀県	県民環境部 環境課 大気・水質担当	840-8570	佐賀県佐賀市城内1-1-59	0952-24-2111	0952-25-7774
長崎県	県民生活環境部 地域環境課 環境監視班	850-8570	長崎市尾上町3番1号	095-824-1111	095-895-2356
熊本県	環境生活部 環境局 環境保全課	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111	096-333-2271
大分県	生活環境部 環境保全課	870-8501	大分県大分市大手町3丁目1-1	097-536-1111 (3117)	097-506-3117
宮崎県	環境森林部 環境管理課 水保全対策担当	880-8501	宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号	0985-26-7111 (2382)	0985-26-7085
鹿児島県	環境林務部 環境保全課 水質係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2111	099-286-2629
沖縄県	環境部 環境保全課 基地環境対策班	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2333(2470)	098-866-2236

水質汚濁防止法政令市の担当部署一覧

都道府県	自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
北海道	札幌市	環境局 環境都市推進部 環境対策課 水質係	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882	011-211-2882
北海道	函館市	環境部 環境対策課	040-0022	北海道函館市日乃出町26番2号		0138-51-3348
北海道	旭川市	環境部 環境指導課 水・大気環境係	070-8525	北海道旭川市6条通9丁目46番地	0166-26-1111(5242)	0166-25-6369
青森県	青森市	環境部 環境政策課	030-0801	青森県青森市新町1丁目3番7号	017-734-1111(3118)	017-718-0293
青森県	八戸市	環境部 環境保全課	031-0801	青森県八戸市江陽三丁目1-111	0178-43-2111(5712-205)	0178-43-9107
岩手県	盛岡市	環境部 環境企画課 環境保全係	020-8531	岩手県盛岡市若園町2-16	019-651-4111(8419)	019-613-8419
宮城県	仙台市	環境局 環境部 環境対策課 水質係	980-8671	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1	022-261-1111(736-3351)	022-214-8223
秋田県	秋田市	環境部 環境保全課	010-8560	秋田県秋田市山王一丁目1-1	018-888-5711	018-888-5711
山形県	山形市	環境部 環境課	990-8540	山形県山形市旅籠町2-3-25	023-641-1212(685)	
福島県	福島市	環境部 環境課 環境保全係	960-8133	福島県福島市桜木町8番13号	024-535-1111(3720)	024-573-2557
福島県	郡山市	環境部 環境保全センター 指導監視係	963-8024	福島県郡山市朝日3-5-7	024-923-3400	024-923-3400
福島県	いわき市	生活環境部 環境監視センター	971-8111	福島県いわき市小名浜大原字六反田22	0246-54-1585	0246-54-1585
茨城県	水戸市	生活環境部 環境保全課	310-8610	茨城県水戸市中央1-4-1	029-224-1111(2322)	029-232-9154
茨城県	つくば市	生活環境部 環境保全課	305-8555	茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1	029-883-1111(4330)	029-883-1243
栃木県	宇都宮市	環境部 環境保全課 調査指導グループ	320-8540	栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号	028-832-2222(2407)	028-832-2407
群馬県	前橋市	環境部 環境森林課 環境保全係	371-8601	前橋市大手町2丁目12番1号	027-224-1111(3294)	027-898-6294
群馬県	高崎市	環境部 環境政策課	370-8501	群馬県高崎市高松町35-1	027-321-1111(3316)	027-321-1251
群馬県	伊勢崎市	環境部 環境政策課	372-0824	群馬県伊勢崎市柴町954番地(清掃リサイクルセンター21内)	0270-27-2733(2235)	0270-27-2733
群馬県	太田市	産業環境部 環境対策課 公害対策係	373-8718	群馬県太田市浜町2番35号	0276-47-1111(2652)	0276-47-1893
埼玉県	さいたま市	環境局 環境共生部 環境対策課	330-9588	埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1111	048-829-1331
埼玉県	川越市	環境部 環境対策課 水質・浄化槽担当	350-8601	埼玉県川越市元町1-3-1	049-224-8811(2626)	049-224-5894
埼玉県	熊谷市	環境部 環境政策課 公害対策係	360-0192	埼玉県熊谷市江南中央一丁目1番地	048-536-1521(208)	048-536-1548
埼玉県	川口市	環境部 環境保全課 水質係	332-0001	埼玉県川口市朝日4-21-33		048-226-5389
埼玉県	所沢市	環境クリーン部 環境対策課	359-8501	埼玉県所沢市並木1-1-1	04-2998-1111(9230)	04-2998-9230
埼玉県	春日部市	環境経済部 環境政策課	344-8577	埼玉県春日部市中央6丁目2番地	048-736-1111(7717)	048-736-1136
埼玉県	草加市	市民生活部 環境課 公害対策係	340-8550	埼玉県草加市高砂1-1-1	048-922-0151(3593)	048-922-1520
埼玉県	越谷市	環境経済部 環境政策課	343-8501	埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号	048-964-2111(4415)	048-963-9186
千葉県	千葉市	環境局 環境保全部 環境規制課 水質班	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5111(2742)	043-245-5194
千葉県	市川市	環境部 生活環境保全課 水質・土壌・廃棄物グループ	272-8501	千葉県市川市南八幡2-20-2	047-334-1111(16124)	047-712-6310
千葉県	船橋市	環境部 環境保全課 水質・地質係	273-8501	千葉県船橋市浅町2-10-25	047-436-2111(2456)	047-436-2456
千葉県	松戸市	環境部 環境保全課	271-8588	千葉県松戸市根本387番地の5	047-366-1111(2851)	047-366-7337
千葉県	柏市	環境部 環境政策課	277-8505	千葉県柏市柏5丁目10番1号	04-7167-1111(431)	04-7167-1695
千葉県	市原市	環境部 環境管理課 水質保全係	290-8501	千葉県市原市国分寺台中央1-1-1	0436-22-1111(2008)	0436-23-9867
東京都	八王子市	環境部 環境保全課環境改善担当	192-8501	東京都八王子市元本郷町3-24-1	042-626-3111	042-620-7255
東京都	町田市	環境資源部 環境共生課公害指導係	194-8520	東京都町田市森野2-2-22	042-722-3111(3736)	042-724-2711
神奈川県	横浜市	環境創造局 環境保全部 水・土壌環境課 水質担当	231-0005	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10	045-671-2489	045-671-2489

都道府県	自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
神奈川県	川崎市	環境局 環境対策部 環境対策推進課	210-8577	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2111	044-200-2521
神奈川県	相模原市	環境経済局 環境保全課 水質・土壌班	252-5277	神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号	042-754-1111(2744)	042-769-8241
神奈川県	横須賀市	環境部 環境保全課 水環境係	238-8550	神奈川県横須賀市小川町1番地	046-822-4000(2385)	046-822-8329
神奈川県	平塚市	環境部 環境保全課 環境指導担当	254-8686	神奈川県平塚市浅間町9-1	0463-23-1111(2137)	0463-21-9764
神奈川県	藤沢市	環境部 環境保全課	251-8801	藤沢市朝日町1番地の1	0466-25-1111(3131)	0466-50-3519
神奈川県	小田原市	環境部 環境保護課 公害対策係	250-8555	神奈川県小田原市荻窪300	0465-33-1300(482)	0465-33-1482
神奈川県	茅ヶ崎市	環境部 環境保全課	253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111(1233)	
神奈川県	厚木市	環境農政部 生活環境課 環境保全係	243-8511	神奈川県厚木市中町3-17-17	046-223-1511(2752)	046-225-2752
神奈川県	大和市	環境施設農政部 生活環境保全課 生活 環境保全係	242-8601	神奈川県大和市下鶴間1-1-1	046-263-1111(5106)	046-260-5106
新潟県	新潟市	環境部 環境対策課 水環境グループ	951-8550	新潟県新潟市中央区学校町通1番町 602番地1	025-228-1000(31371)	025-226-1371
新潟県	長岡市	環境部 環境政策課	940-0015	新潟県長岡市寿3丁目6番1号	0258-35-1122(83-232)	0258-24-0528
新潟県	上越市	自治・市民環境部 環境保全課 環境対策係	943-8601	新潟県上越市木田1-1-3	025-526-5111(2348)	-
富山県	富山市	環境部 環境保全課 環境保全係	930-8510	富山県富山市新桜町7番38号	076-431-6111(2637)	076-443-2086
石川県	金沢市	環境局 環境政策課 環境保全係	920-8577	石川県金沢市柿木島1番1号	076-220-2304	076-220-2508
福井県	福井市	市民生活部 環境廃棄物対策課	910-8511	福井市大手3-10-1	0776-20-5111	0776-20-5398
山梨県	甲府市	環境部 環境対策室 環境保全課 公害対策係	400-0831	甲府市上町601-4	055-241-4311	055-241-4312
長野県	長野市	環境部 環境保全温暖化対策課 環境保 全担当	380-8512	長野市大字鶴賀緑町1613番地	026-224-8034(3019)	026-224-8836
長野県	松本市	環境エネルギー部 環境保全課 環境保全担当	390-8620	長野県松本市丸の内3番7号	0263-34-3000(1422)	0263-34-3267
岐阜県	岐阜市	環境部 環境保全課 水・土壌係	500-8701	岐阜県岐阜市司町40番地1	058-265-4141(3408)	058-214-2153
静岡県	静岡市	環境局 環境保全課	420-8602	静岡県葵区追手町5番1号	054-254-2111(81-4723)	054-221-1359
静岡県	浜松市	環境部 環境保全課	432-8023	浜松市中区鶴江三丁目1-10 浜松市役所鶴江分庁舎4階	053-457-2111(3137)	053-453-8144
静岡県	沼津市	生活環境部 環境政策課	410-8601	静岡県沼津市御幸町16番1号	055-931-2500(2713)	055-934-4740
静岡県	富士市	環境部 環境保全課 水質担当	417-8601	静岡県富士市永田町1丁目100番地	0545-51-0123(2074)	0545-55-2776
愛知県	名古屋市中区	環境局 地域環境対策課 水質地盤係	460-8508	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番 1号	052-961-1111(2675)	052-972-2675
愛知県	豊橋市	環境部 環境保全課 水環境グループ	440-8501	愛知県豊橋市今橋町1番地	0532-51-2111(2390)	0532-51-2390
愛知県	岡崎市	環境部 環境保全課 環境保全係	444-8601	愛知県岡崎市十五町二丁目9番地	0564-23-6000	0564-23-6861
愛知県	一宮市	環境部 環境保全課	491-0201	愛知県一宮市奥町字六丁山8番地 一 宮市衛生処理場	0586-28-8100(7265)	0586-45-7185
愛知県	春日井市	環境部 環境保全課 環境監視担当	486-8686	愛知県春日井市鳥居松町5-44	0568-81-5111(6217)	0568-85-8217
愛知県	豊田市	環境部 環境保全課	471-8501	豊田市西町3丁目60	0565-31-1212(3-3033)	0565-34-6628
三重県	四日市市	環境部 環境政策課 大気水質係	510-8601	四日市市諏訪町1-5	059-354-8104	059-354-8189
滋賀県	大津市	環境部 環境政策課 公害規制グループ	520-8575	滋賀県大津市御陵町3-1	077-523-1234(3012)	077-528-2735
京都府	京都市	環境政策局 環境企画部 環境指導課	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺 前町488番地 京都市役所 本庁舎1階	075-222-3111(3955)	075-222-3955
大阪府	大阪市	建設局 下水道部 施設管理課 水質管理担当	559-0034	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階	06-6615-7525	06-6615-7525
大阪府	堺市	環境局 環境保全部 環境対策課 水質環境係	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-233-1101(3829)	072-228-7474
大阪府	岸和田市	市民環境部 環境保全課	596-0825	岸和田市土生町2-4-30	072-423-2121(2504、2506)	072-423-9462
大阪府	豊中市	環境部 環境政策課 環境保全係	561-8501	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2525(2105)	06-6858-2105
大阪府	吹田市	環境部 環境保全指導課	564-8550	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1231(2636)	06-6384-1850

都道府県	自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
大阪府	高槻市	市民生活環境部 環境政策課 水質・土壌子一ム	569-0067	大阪府高槻市桃園町2-1	072-674-7111(7486)	072-674-7486
大阪府	枚方市	環境部 環境指導課	573-1162	大阪府枚方市田口5-1-1	072-841-1221 (1010-6014)	050-7102-6014
大阪府	茨木市	産業環境部 環境政策課 指導係	567-8505	大阪府茨木市駅前三丁目8番13号	072-622-8121(2714)	072-620-1644
大阪府	八尾市	環境部 環境保全課	581-0017	大阪府八尾市高美町5-2-2	072-991-3881(2981)	072-994-3760
大阪府	寝屋川市	環境部 環境保全課	572-0855	大阪府寝屋川市寝屋南1丁目2番1号	072-824-1181(77000)	072-824-1021
大阪府	東大阪市	環境部 公害対策課	577-8521	東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3000(2966)	06-4309-3204
兵庫県	神戸市	環境局 環境保全課	651-0086	神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 2階	078-331-8181 (955-3752)	078-595-6223
兵庫県	姫路市	環境局 環境政策室	670-8501	兵庫県姫路市安田4丁目1番地	079-221-2111(2467)	079-221-2466
兵庫県	尼崎市	経済環境局 環境部 環境保全課 水質・土壌担当	660-8501	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1	06-6375-5639(6305)	06-6489-8305
兵庫県	明石市	市民生活局 環境室 環境保全課 水質係	674-0053	明石市大久保町松陰1131	078-918-5030	078-918-5030
兵庫県	西宮市	環境局 環境総括室 環境保全課 水質土壌子一ム	662-8567	西宮市六湛寺町10番3号	0798-35-3151(3823)	0798-35-3823
兵庫県	加古川市	環境部 環境保全課 環境保全係	675-8501	兵庫県加古川市加古川町北在家2000	079-421-2000(2715)	079-427-9201
兵庫県	宝塚市	環境部 環境室 環境政策課	665-8665	兵庫県宝塚市東洋町1-1	0797-71-1141(2516)	0797-77-2072
奈良県	奈良市	健康医療部 保健所 保健・環境検査課	630-8122	奈良市三条本町13番1号		0742-93-8477
和歌山県	和歌山市	市民環境局 環境部 環境政策課	640-8511	和歌山市七番丁23番地	073-432-0001(2622)	073-435-1114
鳥取県	鳥取市	市民生活部環境局生活環境課	680-8571	鳥取市幸町71番地	0857-22-8111	0857-30-8084
鳥根県	松江市	環境エネルギー部 環境対策課 生活環境係	690-0826	鳥根県松江市学園南一丁目20番43号	0852-55-5274	0852-55-5274
岡山県	岡山市	環境局 環境部 環境保全課 水質土壌係	700-8554	岡山県岡山市北区大供一丁目2番3号	086-803-1000(3997,3999)	086-803-1281
岡山県	倉敷市	環境リサイクル局 環境政策部 環境政策 課水質係	710-8565	岡山県倉敷市西中野新田640	086-426-3030(3391)	086-426-3391
広島県	広島市	環境局環境保全課水質係	730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-245-2111(3248)	082-504-2188
広島県	呉市	環境部環境試験センター環境調査グル ープ	737-0023	広島県呉市青山町5番3号	0823-25-3551	0823-25-3551
広島県	福山市	経済環境局 環境部 環境保全課 戸田川・水環境担当	720-8501	広島県福山市東桜町3-5	084-921-2111(2560)	084-928-1072
山口県	下関市	環境部 環境政策課 環境保全係	751-0847	下関市古屋町一丁目18-1	083-252-7151	083-252-7151
徳島県	徳島市	環境部 環境保全課	770-8571	徳島市幸町2丁目5番地	088-621-5213	088-621-5213
香川県	高松市	環境局 環境指導課 環境対策係	760-0080	香川県高松市木太町2282-1	087-839-2380	087-834-5755
愛媛県	松山市	環境部 環境指導課	790-8571	松山市二番町四丁目7番地2	089-948-6688(6441)	089-948-6441
高知県	高知市	環境保全課 環境保全係	780-8571	高知市本町5丁目1番45号	088-822-8111(4543)	088-823-9471
福岡県	北九州市	環境局 環境監視部 環境監視課	803-8501	北九州市小倉北区内1番1号	093-582-2280	093-582-2280
福岡県	福岡市	環境局 環境監視部 環境保全課 水質・土壌係	810-8620	福岡県福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4111(2421)	092-733-5386
福岡県	久留米市	環境部 環境保全課 公害・自然環境子一ム	830-0042	福岡県久留米市荘島町375番地	0942-30-9000	0942-30-9043
佐賀県	佐賀市	環境部 環境保全課 環境保全係	849-0917	佐賀市高木瀬町大字長瀬2563-1	0952-24-3151(4010)	0952-30-2436
長崎県	長崎市	環境部 環境政策課 監視指導係	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-822-8888(3132)	095-829-1156
長崎県	佐世保市	環境部 環境保全課 環境指導係	857-0851	佐世保市稲荷町1-8	0956-24-1111 (7210-35)	0956-26-1787
熊本県	熊本市	環境局 環境推進部 水保全課水質保全 班	860-8601	熊本市中心区手取本町1-1	096-328-2436	096-328-2436
大分県	大分市	環境部 環境対策課 水質担当班	870-8504	大分市荷揚町2番31号	097-534-6111(1515)	097-537-5753
宮崎県	宮崎市	環境部 環境指導課 環境対策係	880-8505	宮崎県宮崎市橋通西1-1-1	0985-25-2111(3384)	0985-21-1763
鹿児島県	鹿児島市	環境局環境部環境保全課 環境保全係	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-224-1111(5802/5803)	099-216-1297



都道府県	自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
沖縄県	那覇市	環境部環境保全課 水質保全G	900-8585	沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号	098-867-0111 (2403)	098-951-3229



(登記識別情報の通知)  
 第七条 登記官は、第四条又は第五条の規定による申請に基づきこれらの規定による登記を完了したときは、速やかに、当該登記に係る登記権利者のために登記識別情報を機構に通知しなければならない。  
 2 前項の規定により登記識別情報の通知を受けた機構は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。  
 (法務省令への委任)  
 第八条 この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

(施行期日)  
 1 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。  
 2 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令(昭和五十五年政令第二百八十八号)は、廃止する。

法務大臣 齋藤 健  
 内閣総理大臣 岸田 文雄

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百九十六号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。  
 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)の一部を次のように改正する。

- 第三条の三に次の四号を加える。
- 五十七 アニリン
- 五十八 ベルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
- 五十九 ベルフルオロ(オクタンー)スルホン酸(別名PFOS)及びその塩
- 六十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

附則

この政令は、令和五年二月一日から施行する。

環境大臣 西村 明宏  
 内閣総理大臣 岸田 文雄

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百九十七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第三項、第五項及び第六項並びに第六条第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。  
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成五年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「3の項及び4の項」を「2の項、4の項、5の項及び7の項」に、「ロの(1)」を「ロの(1)及び(3)」に改め、同条第三号中「(8)の2の項」を「(8)、(9)の2の項」に、「(9)の1の項、(10)の3の項、(10)の2の項、(10)の1の項、(10)の1の項、(10)の2の項、(10)の3の項、(10)の4の項、(10)の5の項、(10)の6の項、(10)の7の項、(10)の8の項、(10)の9の項、(10)の10の項、(10)の11の項、(10)の12の項、(10)の13の項、(10)の14の項、(10)の15の項、(10)の16の項、(10)の17の項、(10)の18の項、(10)の19の項、(10)の20の項、(10)の21の項、(10)の22の項、(10)の23の項、(10)の24の項、(10)の25の項、(10)の26の項、(10)の27の項、(10)の28の項、(10)の29の項、(10)の30の項、(10)の31の項、(10)の32の項、(10)の33の項、(10)の34の項、(10)の35の項、(10)の36の項、(10)の37の項、(10)の38の項、(10)の39の項、(10)の40の項、(10)の41の項、(10)の42の項、(10)の43の項、(10)の44の項、(10)の45の項、(10)の46の項、(10)の47の項、(10)の48の項、(10)の49の項、(10)の50の項、(10)の51の項、(10)の52の項、(10)の53の項、(10)の54の項、(10)の55の項、(10)の56の項、(10)の57の項、(10)の58の項、(10)の59の項、(10)の60の項、(10)の61の項、(10)の62の項、(10)の63の項、(10)の64の項、(10)の65の項、(10)の66の項、(10)の67の項、(10)の68の項、(10)の69の項、(10)の70の項、(10)の71の項、(10)の72の項、(10)の73の項、(10)の74の項、(10)の75の項、(10)の76の項、(10)の77の項、(10)の78の項、(10)の79の項、(10)の80の項、(10)の81の項、(10)の82の項、(10)の83の項、(10)の84の項、(10)の85の項、(10)の86の項、(10)の87の項、(10)の88の項、(10)の89の項、(10)の90の項、(10)の91の項、(10)の92の項、(10)の93の項、(10)の94の項、(10)の95の項、(10)の96の項、(10)の97の項、(10)の98の項、(10)の99の項、(10)の100の項」に改める。  
 別表第一の表一の四のロの(1)中33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項の次に次の一項を加える。

32 *Oryzodactylus pyrrhonotus* (ホムトラハコネサツシヨウウオ)

別表第一の表一の六のイの(4)中5の項を10の項とし、4の項を7の項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 *Gryphodermis adamsi* (ツルガクザンゴウ)

9 *Hydaticus pacificus conspersus* (オオイサセソウジツヤクゴウ)

別表第一の表一の六のイの(4)中3の項を4の項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 *Cybisler rugosus* (ヒメフナヒコザンゴウ)

6 *Dytiscus marginalis czerskii* (エゾザンゴウセドキ)

別表第一の表一の六のイの(4)中2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2 *Cybisler chinensis* (ゾウゴウ)

別表第一の表一の六のイの(4)に次の一項を加える。

11 *Procladius vittatus* (オキナフスジザンゴウ)

別表第一の表一の六のロ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) コバンカシ科

1 *Tyocoris cimicoides exclamatoris* (コバンカシ)

別表第一の表一の六の二の(3)中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表の第一の六の二の(3)に1の項として次の一項を加える。

1 *Meibomia ambigua nippona* (ロヒコウセツセドキ)

